



# 各務原警察署通信

令和 7年 8月 4日

発行：各務原警察署交通課 (058-383-0110)



## 各務原市内における**交通死亡事故**の発生！

8月3日**午前9時46分**ころ、各務原市鵜沼各務原町1丁目地内の国道21号において、普通乗用車が対向車線にはみ出し、軽自動車と正面衝突の事故を起こし、軽自動車の助手席同乗者(65歳女性)がお亡くなりになりました。普通乗用車の運転手は、事故後、車両を放置し立ち去りました。(その後、運転手は発見されました。)

各務原警察署管内では、本年**3件目**の交通死亡事故です。

## 気を付けていただきたいこと

### 交通事故の措置

交通事故があった時は、  
運転手は、

- すぐに車を**停止**させ
- 負傷者を**救護**し
- 道路上の邪魔になる車などを**移動**させ

警察に**報告**して下さい。  
【道路交通法第72条】



### 正面衝突事故防止

- 特に、カーブの途中は**わき見運転**をしないで下さい。
- 十分な**睡眠**と**休憩**をとって下さい。
- 集中力の低下を感じたら、**適度な休憩**や**睡眠**をとって下さい。



【事故車両】